注１　※印を付けた欄は、記載を要しない。

２　２枚目の用紙の記載事項及び図面の内容が、現に包括免許を受けている特定無線局の記載事項及び図面の内容と同一の場合は、その旨を記載して、当該事項の記載及び図面の添付を省略することができる。

３　氏名又は名称の欄は、包括免許人が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

４　住所の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を「何県何市何町〇―〇―〇」のように記載し、フリガナを付けること。

５　包括免許の番号の欄は、申請に係る外国の無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局の包括免許の番号を記載すること。

６　包括免許の年月日の欄は、申請に係る外国の無線局と通信の相手方を同じくする特定無線局が現に包括免許を受けた年月日を「平成９年10月１日」の場合は「H091001」のように記載すること。

７　包括免許人の事務所の欄は、免許、許可及び届出の手続を行う申請者又は包括免許人の事務所の所在地を注４に準じて記載すること。

８　通信の相手方の欄は、「インマルサットシステムの人工衛星局」のように記載すること。

９　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。この場合において空中線電力は、運用するすべての外国の無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。

10　工事設計の内容が法第３章の技術基準に相当する技術基準に適合する事実の欄は、「平成何年総務省告示第何号に該当」のように記載するほか、次の事項を記載すること。

⑴　外国の無線局を用いた本邦内における電気通信業務の業務委託について協定又は契約を締結している場合には、その旨

⑵　外国の無線局の無線設備を使用して本邦内において無線局を開設する場合には、その旨

11　外国の人工衛星の軌道又は位置等の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。

⑴　対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置（位置については、経度をもつて表示し、経度及び緯度の変動幅を記載すること。）

（記載例）　対地静止衛星軌道　E135°
経度の変動幅　±0.1°
緯度の変動幅　±0.2°

⑵　対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期（分で表示すること。）、遠地点及び近地点の高度（キロメートルで表示すること。）、並びに軌道の種類